

水資源機構 令和2年度・第2回入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	令和3年1月21日(木) 機構本社会議室 (WEB会議)		
委員	角田 茂 (学校法人参事) 栗田 誠 (大学教授) 篠原焔夫 (弁護士) 中村好男 (大学名誉教授) 清水義彦 (大学院教授)		
審査対象期間	令和2年4月1日～令和2年9月30日		
抽出案件	総件数	6 件	(備考)
工事	一般競争入札	2 件	
	公募型指名競争入札	0 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約	0 件	
建設コンサルト	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0 件	
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0 件	
	標準プロポーザル	0 件	
	一般競争入札	1 件	
	通常指名競争入札	1 件	
	随意契約 (競争性のある)	0 件	
	随意契約 (特命随意契約)	0 件	
	補償契約	1 件	

1. 委員からの意見・質問、それに対する回答等

(1) 一般競争入札 (工事)

【木曾川支線第11工区外保全管理工事】

意見・質問	回答
・落札率が100%であるが、業者の工事費内訳書と機構の積算の対比はどのようになっているのか。	・直接工事費の項目毎では大きな単価の差はなく、不自然なところも見受けられず、結果として偶然予定価格と合致したと思われます。
・直接工事費の項目毎の単価の差はあったが、合計金額では偶然一致したということか。	・その通りです。本工事は過去において当該受注者が多く受注しており、内訳書等も公開していますので、積算の精度も向上していると思われます。

(2) 一般競争入札 (工事)

【利根導水路大規模地震対策利根大堰調節1号ゲート設備外整備工事】

意見・質問	回答
・技術評価点の「同種工事の施工実績」について、「企業の施工能力」と「配置予定技術者の能力」で同じ評価基準でも0点と1点に相違しているが、統一してもよいのではないか。	・「企業の施工能力」は4段階で評価することから0、2、4、5点としており、「配置予定技術者の能力」は5段階で評価するため0、1、2、4、5点としているため相違しています。
・落札した豊国工業(株)は利根大堰の工事で過去に受注実績はあるか。	・整備工事で1件あり、平成30年から令和2年に施工した、「利根導水路大規模地震対策 利根大堰調節3号ゲート設備外整備工事」を受注しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 2社の技術評価は、同種工事の施工実績の違いから評価点に差がついているが、施工実績を認める期間はいつまでとなっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工実績を認める期間については、参加要件を緩和する措置として設けていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 案件によっては、期間を限定しているものもあるようだが、統一的な基準になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木等の他の工事においては、基本は過去15年の期間で設定していますが、今回のように、参加が少ないことが想定される案件は、拡大して緩和しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査を実施した契約は、契約保証金の割合を高くし、前払金の割合を低くしているが、従来からこのようになっているのか。また、どのような目的からこの取扱になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前から実施しており、目的としては、低入札の工事なので、施工の担保をするために実施しているものです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2社の過去の工事成績について、機構と農水省の工事成績があるが、評価基準は概ね同じと考えてよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機構も国の評価基準と基本的には同様です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格約22億円に対し、応札した2社とも8割程度の同じような精度で応札しているが、何か調査を行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査は行っていません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査していないようだが、考察の積み重ねが積算の精度や合理性につながるのではないかと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分かりました。

(3) 指名競争入札（工事）

【小石原川ダム周辺施設整備他工事】

意見・質問	回答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札と指名競争入札において、低入札価格調査を辞退したそれぞれの理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般競争入札と指名競争入札の辞退については、いずれも提出期間内に資料作成ができないことが理由です。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札手続きの経過において「予定価格超過者1者に対し2回目入札を実施」とあるが、この2回目入札の根拠は予決令何条か。また、このような場合の手続きは機構のマニュアルではどのように規定されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の予決令では第82条に再度入札の定めがありますが、水資源機構は予決令が適用されないことから、契約のルールを定めている「工事請負契約の事務処理要領」において、2回目入札を規定しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 低入札価格調査の辞退について、提出期間内に資料作成ができないことが辞退理由となっているが、他の契約案件でも同様な理由なのか。また、提出期間は何日間になっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理由については、提出期間内に資料作成ができないことだけでなく、応札額に間違いがあったことの原因もあります。また、提出期間は3日間としています。

(4) 一般競争入札（建設コンサルタント等）

【大規模地震対策現場技術業務】

意見・質問	回答
<p>・技術点について、専門技術力の「本業務に対する実施方針について」と「業務内容の理解度について」のそれぞれの判断要素の最大が10点となっているが、その中の各項目の配点が示されていないため、評価結果の各項目の点数の根拠が不明である。</p>	<p>・「本業務に対する実施方針について」は、「企業としての業務執行体制」に5点、「技術者等の実施体制」に2点、「連絡体制」に3点の配分としています。「業務内容の理解度について」は、「重要なポイント」に5点、「管理技術者としての役割」に5点の配分としています。</p>
<p>・業務内容について、対象工事件数13件と多く、業務期間730日と長期であるが、契約件数を分割することは検討しなかったのか。</p>	<p>・対象工事13件の監督業務は、2カ所の支所で業務量と職員の配置のバランスを考慮し調整を図りながら行っています。支所毎の業務量の変動しても臨機に対応ができるよう、監督補助業務としては、両支所を一体的に業務履行することが最良と考えて、1件業務として発注しました。</p> <p>なお、契約期間を730日間としているのは、1社応札対応として、複数年とすることで技術員を確保しやすくするためです。</p>
<p>・令和2年3月までの業務も今回の受注者と契約していたのか。</p>	<p>・平成29年度から令和元年度まで連続して同業者と契約しています。過去の入札は2～3者の応札がありましたが、結果的に同じ業者が受注しています。</p>
<p>・この業務は、技術点と価格点の比率は2対1だが、技術点の評価は業務内容の理解度等の評価があることから、実質的な技術点のウェイトはもっと大きいと思われ、受注経験のある業者の方が有利になると思われる。機構の契約は、新規業務に比べ継続業務等の方が多く、従来からの参入業者が有利になることが、1社応札増加の背景にあると思われる。</p>	<p>・機構の現状は、新設よりは維持管理、更新等の業務が多くなっています。このような中、対応可能業者を確保したいと考えており、色々な対策を実施してきたところであり、今後も引き続きより良い対策を取っていきたいと思います。</p>

(5) 指名競争入札（建設コンサルタント等）

【地下水位等調査業務】

意見・質問	回答
<p>・業務期間が3年間となっているが、この種の業務内容の場合、3年間が基準になっているのか、あるいは現場に応じて期間を決めているのか。</p>	<p>・業務内容により現場に応じて業務期間を決めています。本業務は来年度よりダム貯水池に水を貯めていく期間となり、その状況を継続的に測定していくように、水が貯まっていない期間から水を貯める期間までの3年間の業務期間としたものです。</p>
<p>・1回目の一般競争入札で応札した1社の辞退理由は何か。</p>	<p>・聞き取りは行っておりませんので、辞退した理由は不明です。</p>

(5) 補償契約**【豊二大野併設通信線路移転料】**

意見・質問	回答
<p>・CTC の移転対象となった3本のケーブルの中に、CTC と中部電力との共同ケーブルがあるが、移転協議は、中部電力、CTC、機構の3者協議をする必要があるのではないか。</p>	<p>・共同ケーブルの移転については、CTC と中部電力それぞれが実施する工事が分担されており、中部電力が実施した工事は、中部電力と補償契約をして支払っております。CTC が実施した工事は、今回の契約で支払っています。</p>
<p>・業者の見積額に対し、機構基準の審査額が高いため適正と判断したとなっているが、機構の審査額より業者の見積額が高い場合、どのようになるのか。</p>	<p>・相手方と内容について調整を図るなど、再度確認を双方で行うこととなります。</p>
<p>・機構が算定する審査額は、見積額が提出される前に算定しているのか。</p>	<p>・相手方から見積額が提出されてから、その金額に対しての審査を機構で行う順番となります。</p>
<p>・その順番だと見積額が高くならないように、調整できるような気がするが。</p>	<p>・見積書により移転工事の施工方法が提出されますので、それを踏まえて機構で積算し内容を審査することとなります。相手方から施工方法も含めた見積書を提出いただかないと機構の審査はできないこととなります。</p> <p>・水機構の積算ルール、単価や歩掛り等により、提出された見積りに対して機構できちんと積算しますので、意図的に調整する様なことは一切ありません。</p>

2. 委員会による意見の具申又は勧告

なし

3. 問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内

電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 坂上 覚 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 奈良 洋幸 (内線 4631)

用地管財部用地補償課長 敷根 康文 (内線 2321)